

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 一般乗用旅客自動車運送事業整備管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する事業用自動車の整備等に関する管理（以下「整備管理」という。）の基本的事項を定め、もって自動車の安全の確保、公害の防止並びに整備管理の効率的実施を図ることを目的とする。

(整備管理の組織)

第2条 整備管理業務の組織は次のとおりとする。

- (1) 会長は、整備管理業務に関する業務全般を統括する
- (2) 整備管理者は、整備管理業務を処理する。ただし、重要な事項については、会長と協議のうえ処理する

(整備管理者の選任等)

第3条 道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第31条の3の規定に基づき整備管理者を次の基準により選任する。

- (1) 会長は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者又はこれと同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認める職員の中から整備管理者を選任する
- (2) 会長は、整備管理者を選任したとき及び変更したときは、15日以内に群馬運輸支局長に届け出るものとする

(整備管理者の職務と権限)

第4条 施行規則第32条の規定に基づき整備管理者に対し、次の職務と権限を与える。

- (1) 道路運送車両法（以下「法」という。）第47条の2第1項・2項に規定する日常点検の実施方法を定めること
- (2) 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- (3) 法第48条第1項第1号に規定する定期点検を実施し、又は実施させること
- (4) 日常点検及び定期点検のほか、随時必要な点検を実施し、又は実施させること
- (5) 日常点検又は定期点検もしくは前号の点検の結果、必要と認められる整備を実施し、又は実施させること
- (6) 定期点検及び前号の整備の実施計画を定めること
- (7) 法第49条に規定する点検整備記録簿、その他の点検又は整備の記録簿への記載をし、又は記載させ、これらの記録簿を保管すること
- (8) 駐車場の管理をすること
- (9) 前各号に掲げる事項を処理するため、乗務員、その他関係者の指導監督をすること

(整備管理者の研修)

第5条 整備管理者は、その職務の遂行上必要な実務及び技術について群馬運輸支局長の行う研修を受けなければならない。

(日常点検)

第6条 整備管理者は、法第47条の2第2項の規定に基づき車輛の安全を確保するため、乗務する乗務員に対しその運行の開始前に、点検基準による日常点検を確実に実施させなければならない。

(日常点検実施の徹底)

第7条 整備管理者は、日常点検の効果をあげるために点検箇所、点検内容、点検順序、点検方法及び点検の際の判定基準等について、乗務員を教育し徹底させなければならない。

(点検結果の報告)

第8条 整備管理者は、日常点検を実施した乗務員に対し、その結果を所定の点検表に記入させ整備管理者に報告させなければならない。

(日常点検結果の確認)

第9条 整備管理者は、乗務員の実施した日常点検について必ず確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一車輛の安全運行に支障のある不良箇所を発見した場合は、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、当該不良箇所を整備させる等適切な措置をとり、整備の完了を確認した後でなければ運行の用に供させてはならない。

(定期点検整備)

第10条 整備管理者は、法第48条第1項第1号の規定に基づき車輛の安全確保及び公害の防止を図るため、定期点検整備を確実に実施しなければならない。

(定期点検基準の種類)

第11条 定期点検整備は、国土交通省令の基準に基づき実施するものとする。

(整備計画等)

第12条 整備管理者は、定期点検の実施にあたっては、各々の車輛の使用実態に応じた実施計画を定めなければならない。

(整備計画の実施)

第13条 定期点検の実施にあたっては、国土交通省令に定められた技術上の基準により実施するものとする。

(定期点検整備の記録)

- 第14条 整備管理者は、定期点検整備を実施したときは、法第49条に規定する点検記録簿及び本会の定める点検記録表に記録し、その日から1年間当該自動車に備え付けるとともに、控を保管管理しなければならない。
- 2 整備管理者は定期点検整備を実施したときは、整備計画実施表にその実績を赤字で記録するなど、実施したことが容易に識別できるようにしておくこと。

(確認)

第15条 整備管理者は、定期点検整備の完了後、定期点検記録簿等により整備内容を確認するものとする。

(重要保安部品の破損等)

第16条 整備管理者は、定期点検整備を実施したとき、重要保安部品の亀裂又は破損を生じた場合は、その原因を調査し直ちに修理を行うとともに、以後の点検整備に反映させるものとする。

(臨時整備)

第17条 整備管理者は、定期点検整備を確実に実施させ、臨時整備の絶無に努めなければならない。

- 2 整備管理者は、路上故障が発生したときは故障原因を調査し、速やかに整備を実施するとともに報告書を作成しなければならない。
- 3 整備管理者は、臨時整備の作業終了後は作業結果を確認するとともに、その車両の最近における定期点検整備の状況を検討し原因を把握し、再度同様の故障が発生しないように努めることとする。なお、臨時整備の記録については、第14条を準用するものとする。

(車両欠陥事故)

第18条 整備管理者は、自動車事故報告規則第2条第6号に定める車両欠陥事故が発生した場合は直ちに運行管理者と連絡をとり適切な処置を講ずるとともに、原因の究明にあたるものとする。

(運行管理者との連携)

第19条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前把握し、定期点検整備の計画、車両の配置等について協議するものとする。

2 整備管理者は、日常点検の完全実施を図るため、運行管理者と密接な連携をとるものとする。

(運行計画との連携)

第20条 整備管理者は、車両の使用法もしくは運行距離等について適正な運用を図ることが必要な場合は、運行計画について進言するものとする。

(車両一般の管理)

第21条 整備管理者は、常に車両、車両付属品等の性能、整備の状況を確実に把握して車両の適正な運用に寄与しなければならない。

(車両機材等の改善)

第22条 整備管理者は、車両、車両施設、機材工具、備品類、その他について常に把握し、改善すべき事項があるときは速やかに行うものとする。

(車両の検収)

第23条 新たに車両が配属されたとき(新車、移籍者)は、所定の方法により検収するものとする。

(車両管理)

第24条 整備管理者は、車両台帳及び車両整備歴簿を作成しなければならない。

2 整備管理者は、自動車検査証の有効期間の把握及び第10条に定める点検整備を実施し、自動車検査証の更新を図らなければならない。

3 整備管理者は、各車両の自動車検査証、検査標章、登録番号標及び自動車損害賠償責任保険証明書汚損、紛失等のないようにしなければならない。

(車両成績の把握)

第25条 整備管理者は、各車両の走行距離、燃料消費率、油脂消費率、修繕費等を把握して分析検討を加え、定期点検整備その他に活用して各車両の経済的運用に努めなければならない。

(適正車両の選択)

第26条 整備管理者は、それぞれの使用条件に適合した車種、形式について検討しなければならない。

(廃車時期の決定)

第27条 整備管理者は、車両の廃車時期について各種統計表等により使用成績を把握すると同時に、当該車両の年式及び既走行距離数によって経済的使用と合理的な廃車時期を検討しなければならない。

(燃料等の管理)

第28条 整備管理者は、燃料及び油脂類の品質の選定、数量管理を行い消費の節減に努めなければならない。

(資材管理)

第29条 整備管理者は、部品資材、タイヤ及び電装品等の品質及び使用数量を適正にし、経済的、合理的運用を図らなければならない。

(予算管理)

第30条 整備管理者は、毎年又は各期ごとに整備計画を立てるとともに、外注、燃料、油脂、タイヤ、材料、諸器具、その他修繕費に関する経費を算出し把握しておかなければならない。

(点検施設の管理)

第31条 整備管理者は、常に認可車両数に関する点検整備、洗車等に必要な施設を保守管理しなければならない。

(機械工具の管理)

第32条 整備管理者は、点検整備工具、測定具等について保管場所を定め、使用後は清掃手入れを行って所定の場所に格納させなければならない。

(乗務員の教育)

第33条 整備管理者は、次に掲げる事項について乗務員に対し指導教育に努めなければならない。

- (1) 関係法規（道路運送車輛法等）についての知識
- (2) 車両の構造及び取り扱いについての知識
- (3) 日常点検の実施方法
- (4) 車両異常兆候の発見及び応急措置の知識
- (5) 車両の安全運行並びに経済的使用についての知識
- (6) その他必要な知識

(整備会議等)

第34条 整備管理者は、本規程に基づき適正かつ円滑な管理業務の実施を図るため乗務員等の関係職員の出席を求め、整備管理会議を行わなければならない。

附 則 この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成17年9月22日から適用する。